# 雲出川水系（赤川・蛇川）流域
# 洪水ハザードマップ

このハザードマップは、赤川・蛇川が大雨によって洪水になった場合の浸水想定区域（三重県県土整備部作成）に基づいて、流域で想定される浸水範囲とその程度や、各地域の避難所等を示したものです。

1）対象とした降雨
想定最大規模の降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模のもの）
［赤川・蛇川流域の24時間総雨量836mm］

2）洪水浸水想定区域は、マップ作成時において赤川・蛇川（三重県管理区間）の河道整備状況等を勘案して、対象とした降雨に伴う洪水により氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものです。

3）洪水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の形態の変化及び河川の整備状況により変化することがあります。

**この地図上で色がついている区域は、大雨により浸水するおそれがある区域です。特に家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域においては、避難情報に従って当該区域から安全な場所に速やかに・確実に立ち退いてください。**

## 避難情報・気象情報の伝達経路

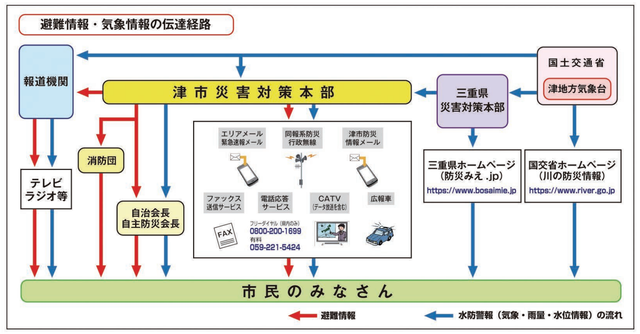


## 事前の心構えと避難の心得

### ◆家のまわりを点検・整備

家の前の排水溝が詰まっていないか確認や風で吹き飛ばされる物の撤去等が必要です。

### ◆家庭でできる簡易水防

浸水深がさいときは、下記のようにすることで、水の浸入を減少させることができます。
・大きめのゴミ袋やポリタンク等に水を入れて、水の浸入口となるところに並べる。
・プランターをつなげて水の浸入口となるところに並べる。
・長めの板と土嚢で簡時の止水板を作る。

### ◆安全な避難路の確認を

避難場所等までの経路は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。

### ◆正確な情報収集と早めの避難を

テレビ、ラジオ等で最新の気象情報、災害情報、避難情報に注意しましょう。危険を感じたら早めの避難をしましょう。

### ◆二人以上の避難を

避難するときは２人以上で、隣近所への声かけをしましょう。

### ◆氾濫水は勢いが強い

氾濫水は、勢いが強く水深が膝程度あると大人でも歩くのが困難です。緊急避難として、高い堅牢な建物にとどまることも選択肢の一つです。

## 非常持ち出し品の事前準備をしましょう

## 避難時の心得

○動きやすい格好で

持ち物は手が自由になるリュックで、長靴よりひも付き運動靴で避難しましょう

## 指定避難所

| 名称 | 所在地 | 洪水 | 土砂 | 地震 | 津波 | 高潮 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| <津地域> | | | | | | |
| 学校法人セントヨゼフ女子学園（第一体育館・第二体育館） | 半田1330 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 南が丘小学校 | 垂水2538-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 南が丘中学校 | 垂水2622-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 南が丘会館 | 垂水2882-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高茶屋市民センター | 高茶屋四丁目37-59 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三重県立津高等技術学校 | 高茶屋小森町1176-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| <久居地域> | | | | | | |
| 久居体育館 | 久居野村町877-1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 立成小学校 | 久居野村町560 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 成美小学校 | 久居新町737 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 北口文化会館デイサービスセンター | 久居扇木町464-4 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久居東中学校 | 久居井戸山町721-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 桃園小学校 | 新家町1350 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久居公民館 | 久居元町2354 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 三重県立久居農林高等学校体育館 | 久居東鷹跡町105 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久居中学校 | 久居西鷹跡町494 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 栗葉小学校 | 森町270 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久居西中学校 | 久居一色町940 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 誠之小学校 | 久居西鷹跡町424 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 久居総合福祉会館 | 久居東鷹跡町20-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 戸木小学校 | 戸木町880 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| <一志地域> | | | | | | |
| （旧）大井小学校 | 一志町大仰326 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一志東小学校 | 一志町八太785-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一志西小学校 | 一志町田尻353-1 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一志中学校 | 一志町高野2609 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大井公民館 | 一志町大仰217-1 | × | × | ○ | ○ | ○ |
| コミュニティプラザ川合（川合公民館） | 一志町八太1008-1 | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一志高岡公民館 | 一志町田尻605-2 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| とことめの里一志 | 一志町井関1792 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 一志体育館 | 一志町高野160-728 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

○…開設する
×…開設しない

### 避難訓練に参加しましょう

市内では多くの避難訓練が行われています。訓練に参加することで、防災意識を高め、災害時の対応なども確認できます。いざという時に備えて年に一度以上は訓練にご参加ください。

要配慮者利用施設は津市ホームページで随時更新しています。
https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/sp/contents/1507702752225/index.html
※ 要配慮者利用施設とは・・・社会福祉施設、学校、医療施設等、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

※このハザードマップは、赤川・蛇川のみの浸水想定区域を表示しています。雲出川など他の河川の浸水想定区域は、別途それぞれの洪水ハザードマップを作成していますのでそちらをご確認ください。
※土砂災害警戒区域については、別途土砂災害ハザードマップを作成していますのでそちらをご確認ください。

**洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップ、内水ハザードマップ、地震防災マップ**
https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/sp/contents/1489556146841/index.html

| 種別 | 名称 | 住所 | 電話 |
|---|---|---|---|
| 災害対策関連施設 | 危機管理部防災室 | 津市西丸之内23-1 | 059-229-3104 |
| 災害対策関連施設 | 久居総合支所地域振興課 | 津市久居新町3006 | 059-255-8816 |
| 災害対策関連施設 | 一志総合支所地域振興課 | 津市一志町田尻593-2 | 059-293-3000 |
| 警察署 | 津南警察署 | 津市久居明神町2501番地1 | 059-254-0110 |
| 消防関連施設 | 消防本部 | 津市久居明神町2276 | 059-254-0119 |
| 消防関連施設 | 久居消防署 | 津市久居明神町2276 | 059-254-1111 |
| 消防関連施設 | 一志分署 | 津市一志町高野160-39 | 059-293-0279 |
| 救急告示医療機関 | 国立病院機構三重中央医療センター | 津市久居明神町2158-5 | 059-259-1211 |

## 避難情報発令の判断基準

| | | 避難対象地区 | | 須ヶ瀬町 |
|---|---|---|---|---|
| 発令時の行動 | 【警戒レベル5】緊急安全確保 | ●災害が発生又は切迫している状況<br>●命の危険があることから、「立退き避難」や、直ちに身の安全を確保する「緊急安全確保」の行動をとる | 判断地点 | 相互橋 |
| | | | 判断基準 | 判断地点の水位が橋の天端高に到達するおそれが高いとき、または当該河川において決壊や越流を確認したとき |
| | 【警戒レベル4】避難指示 | ●災害が発生する危険性が非常に高い状況<br>●「立退き避難」を基本として、危険な場所から全員避難する<br>●ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能 | 判断地点 | 相互橋 |
| | | | 判断基準 | 判断地点の水位が橋の主桁上端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき |
| | 【警戒レベル3】高齢者等避難 | ●災害が発生するおそれがある状況<br>●「立退き避難」を基本として、高齢者や障がい者等、避難に時間を要する人は危険な場所から避難する<br>●ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで「屋内安全確保」することも可能<br>●高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する段階である | 判断地点 | 相互橋 |
| | | | 判断基準 | 判断地点の水位が橋の主桁下端に達し、更に水位上昇が見込まれるとき |

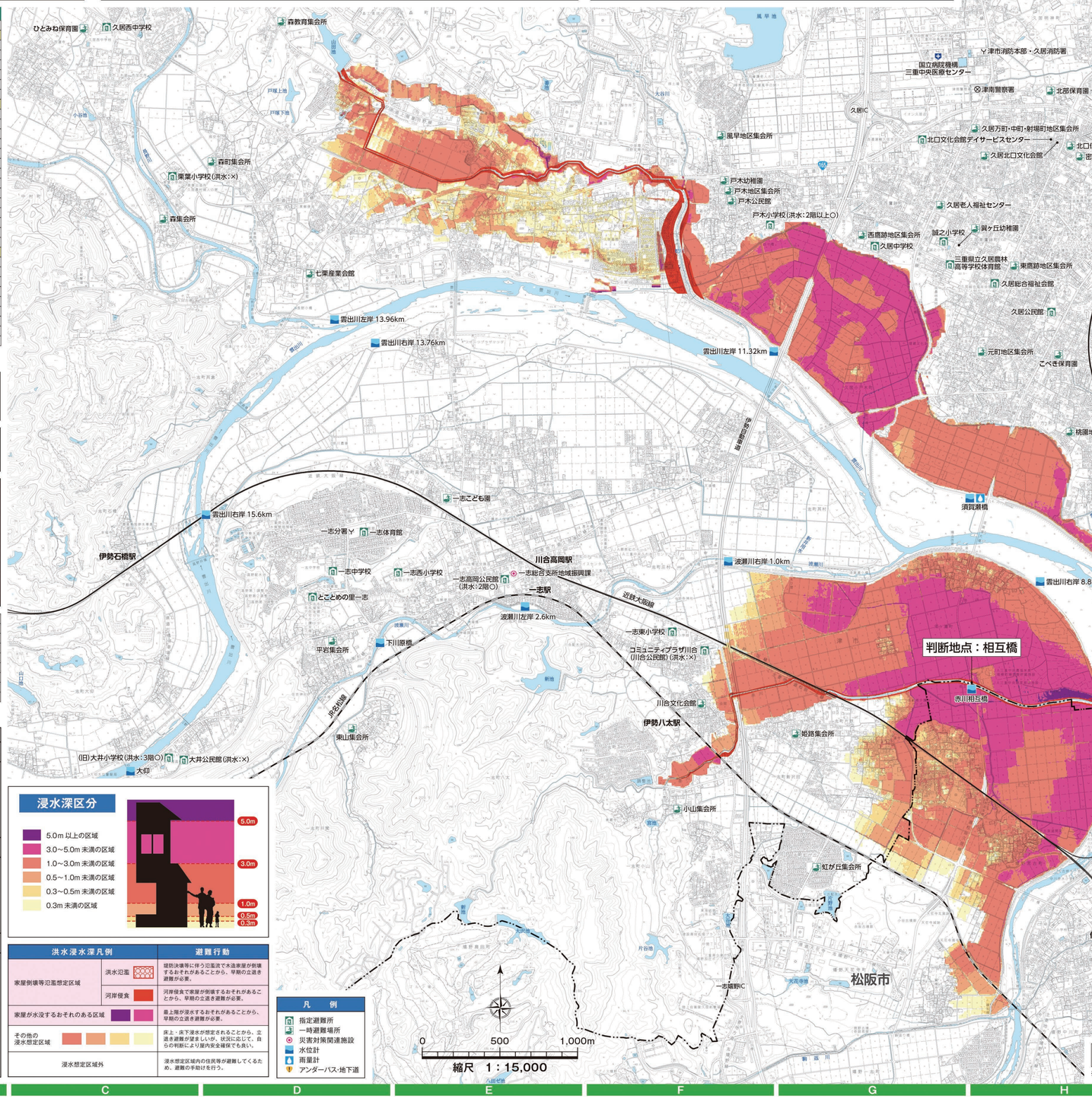


## 浸水深区分

- 5.0m 以上の区域
- 3.0～5.0m 未満の区域
- 1.0～3.0m 未満の区域
- 0.5～1.0m 未満の区域
- 0.3～0.5m 未満の区域
- 0.3m 未満の区域




| 洪水浸水深凡例 | | 避難行動 |
|---|---|---|
| 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 洪水氾濫 | 堤防決壊等に伴う氾濫流で木造家屋が倒壊するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。 |
| | 河岸侵食 | 河岸侵食で家屋が倒壊するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。 |
| 家屋が水没するおそれのある区域 | | 最上階が浸水するおそれがあることから、早期の立退き避難が必要。 |
| その他の浸水想定区域 | | 床上・床下浸水が想定されることから、立退き避難が望ましいが、状況に応じて、自らの判断により屋内安全確保でも良い。 |
| 浸水想定区域外 | | 浸水想定区域内の住民等が避難してくるため、避難の手助けを行う。 |

## 凡例

- 指定避難所
- 一時避難場所
- 災害対策関連施設
- 水位計
- 雨量計
- アンダーパス・地下道

## 一時避難場所（洪水時に避難可能な施設）

| 名称 | 所在地 |
|---|---|
| <津地域> | |
| 城山会館 | 城山二丁目20-3 |
| 小森向山苑自治会集会所 | 高茶屋小森町1675-1 |
| 高茶屋小森山自治会集会所 | 高茶屋小森町1733-4 |
| <久居地域> | |
| 野村保育園 | 久居野村町568-4 |
| のむら幼稚園 | 久居野村町542-3 |
| 立成コミュニティセンター | 久居野村町874-8 |
| 相川地区集会所 | 久居野村町1976-22 |
| 井戸山地区集会所 | 久居井戸山町153-6 |
| 明神地区集会所 | 久居明神町1180-259 |
| 久居北口市民館 | 久居北口町2709-6 |
| 北部保育園 | 久居北口町859-3 |
| 久居児童センター | 久居北口町862-5 |
| 北口保育園 | 久居北口町554 |
| 密柑山幼稚園 | 久居北口町554-2 |
| 久居北口文化会館 | 久居北口町560-5 |
| 久居万町・中町・射場町地区集会所 | 久居射場町43 |
| 東鷹跡地区集会所 | 久居東鷹跡町1-12 |
| 異ヶ丘幼稚園 | 久居東鷹跡町177-5 |
| 久居老人福祉センター | 久居西鷹跡町365-1 |
| 西鷹跡地区集会所 | 久居西鷹跡町498-17 |
| こべき保育園 | 久居元町2314-17 |
| 元町地区集会所 | 久居元町2099-2 |
| 桃園地区集会所 | 川方町475-2 |
| 戸木幼稚園 | 戸木町2337 |
| 戸木地区集会所 | 戸木町2056-1 |
| 戸木公民館 | 戸木町1782 |
| 風早地区集会所 | 戸木町4152-359 |
| ひとみね保育園 | 久居一色町934 |
| 森教育集会所 | 森町1910-1 |
| 森町集会所 | 森町850-1 |
| 森集会所 | 森町148-1 |
| 七栗産業会館 | 庄田町517-2 |
| <一志地域> | |
| 平岩集会所 | 一志町井関249 |
| 東山集会所 | 一志町井関837 |
| 川合文化会館 | 一志町八太420-4 |
| 姫路集会所 | 一志町片野553-24 |
| 小山集会所 | 一志町小山401-1 |
| 虹が丘集会所 | 一志町虹が丘5-7 |
| 一志こども園 | 一志町高野1451 |

**指定避難所** とは・・・
地震、風水害などの大規模災害に際し、避難した市民の皆さんを保護するための施設です。

**一時避難場所** とは・・・
家屋倒壊、堤防の決壊などにより危険な場合に、一時的に立ち退いて危険を避ける場所です。

指定避難所、一時避難場所などの情報は、津市のホームページで随時更新しています。
https://www.info.city.tsu.mie.jp/www/sp/genre/1489373525461/index.html

2025年1月データ作成

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「２０１７三重県共有デジタル地図（数値地形図縮図１０，０００）」を使用し、調製したものである。（承認番号：三総合地第１１７号）本成果を複製あるいは使用して地図を調製する場合は、同組合の承認を必要とする。

※このマップに使用している文章およびイラストは、平成 28 年４月に国土交通省が作成した「水害ハザードマップ作成の手引き」より流用しています。